

山梨県公報

号外第十七号

平成二十一年

三月二十七日

金 曜 日

目 次

教育委員会

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則……………一
山梨県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則……………八

教育委員会

山梨県教育委員会規則第三号

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

山梨県教育委員会

委 員 長 古 屋 知 子

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

山梨県教育職員免許に関する規則(昭和四十三年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「授与」を「授与等」に改め、同条第一項中「免許法第五条」を「免許法」に、「第二又は第二の二」を「別表第二又は別表第二の二」に、「教育職員免許状授与願(第一号様式)」を「教育職員免許状授与等(検定)願(第一号様式)」に、「次の各号」を「次に」に、「文部科学大臣が指定する養護教諭養成機関又は栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第五条の三第四号の規定により指定された管理栄養士養成施設」を「(大学院及び短期大学を含む)」に、「同法第五条」を「同法」に改め、「による」を削り、同項に次の二号を加える。

六 普通免許状又は特別免許状を有する者にあつては、当該免許状の写し又はその授与証明書

七 免許法第五条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定に該当する者であることを証明する書類

第三条第三項中「書類」を「書類の添付」に改める。

第三条第四項中「教育職員免許状授与願」を「教育職員免許状授与等(検定)願」に、

「次の各号」を「次に」に、「書類」を「書類の添付」に改め、同項に次の二号を加える。

六 普通免許状又は特別免許状を有する者にあつては、当該免許状の写し又はその授与証明書

七 免許法第十六条の二第二項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定に該当する者であることを証明する書類

第三条第五項中「第十七条第二項」を「第十七条第一項」に、「教育職員免許状授与願」を「教育職員免許状授与等(検定)願」に、「次の各号」を「次に」に改め、同項に次の二号を加える。

四 普通免許状又は特別免許状を有する者にあつては、当該免許状の写し又はその授与証明書

五 免許法第十七条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定に該当する者であることを証明する書類

第三条に次の一項を加える。

7 免許法第五条の二第三項の規定により普通免許状への新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、当該普通免許状とともに教育職員免許状授与等(検定)願及び第一項各号に掲げる書類(第二号を除く。)を授与権者に提出しなければならない。

第四条中「教育職員検定願(第一号様式)」を「教育職員免許状授与等(検定)願」に、「次の各号」を「次に」に、「書類」を「書類の添付」に改め、同条に次の一号を加える。

十 免許法第六条第四項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定に該当する者であることを証明する書類

第四条に次の一項を加える。

2 免許法第五条の二第三項の規定により検定による普通免許状への新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、当該普通免許状とともに教育職員免許状授与等(検定)願及び第一項各号に掲げる書類(第七号を除く。)を授与権者に提出しなければならない。

第五条中「教育職員検定願」を「教育職員免許状授与等(検定)願」に、「次の各号」を「次に」に改め、同条に次の一号を加える。

四 普通免許状又は特別免許状を有する者にあつては、当該免許状の写し又はその授与証明書

第五条に次の一項を加える。

2 免許法第五条の二第三項の規定により検定による普通免許状への新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、当該普通免許状とともに教育職員免許状授与等(検定

願)及び第一項各号に掲げる書類(第二号を除く。)を授与権者に提出しなければならない。

第六条中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「教育職員検定願」を「教育職員免許状授与等(検定)願」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条に次の一項を加える。

2 免許法第五条の二第三項の規定により検定による臨時免許状への新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、当該臨時免許状とともに教育職員免許状授与等(検定)願並びに第一項第一号及び第四号に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

第七条中「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「教育職員検定願」を「教育職員免許状授与等(検定)願」に、「次の各号に」を「次に」に改め、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 普通免許状又は特別免許状を有する者にあつては、当該免許状の写し又はその授与証明書

第八条中「次の各号に」を「次に」に、「書類」を「書類の添付」に改める。

第九条中「教育職員検定願」を「教育職員免許状授与等(検定)願」に、「書類」を「書類の添付」に改める。

第十一条中「免許状の授与」の下に、「新教育領域の追加の定め」を加える。

第十三条、第十七条及び第十七条の二中「第六条」を削る。

第二十八条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第三十条中「教育職員免許状授与願」を「教育職員免許状授与等(検定)」に、「次の各号に」を「次に」に改める。

第一号様式中「教育職員免許状授与(検定)願」を「教育職員免許状授与等(検定)願」に、「教育職員免許状を授与していただきたいので」を「教育職員免許状の授与(新教育領域の追加の定め)について」に、「教科」を「教科等」に改める。

第二号様式の二及び第三号様式の三中「准学士」を「短期大学士」に、「教科」を「教科等」に改める。

第一号様式中「教科」を「教科等」に改める。

第五号様式中「抽出教科」を「抽出教科等」に改める。

第八号様式、第九号様式及び第十号様式中「教科」を「教科等」に改める。

第十一号様式を次のように改める。

第11号様式(第25条関係)

記載注意

- 一 (教育職員)の箇所は、小学校助教諭又は特別支援学校助教諭のごとく記入するものとする。
- 二 その他については、免許法施行規則別記様式及び施行法施行規則別記第一号様式備考の規定を準用する。

備考

考

卒業又は修了の年月日

年 月 日

教育機関名

基礎資格

根拠規定

(番号)

年 月 日

授与権者

印

記
(教科等)

右の者に(教育職員免許法第(条)(教育職員免許法第(条)の定めるところにより(左記の教科等について)(教育職員)臨時免許状を授与する。

年 月 日生

氏名

本籍地

(教育職員)臨時免許状

第十一号様式の一を次のように改める。

第11号様式の2 (第25条の2関係)

備

考

卒業又は修了の年月日

年 月 日

教育機関名

根拠規定

(番号)

年 月 日

授与権者

印

記
(教科又は事項)

(右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより(左記の教科又は事項について)
(教育職員)特別免許状を授与する。

年 月 日生

氏名

本籍地

(教育職員)特別免許状

記載注意
一 (教育職員)の箇所は、小学校教諭又は特別支援学校教諭のごとく記入するものとする。

二 その他については、免許法施行規則別記様式の規定を準用する。

第十二号様式中「~~様式~~」を「~~様式~~」に改める。
第十三号様式を次のように改める。

第13号様式

(番号)

教育職員免許状授与証明書

本 籍 地

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

上記の者に下記の教育職員免許状を授与したことを証明します。

免許状種類		
教科、事項又は領域		
免許状番号		
授与年月日	年 月 日	
授与権者		
根拠規定		
追加した領域及び追加年月日	領域名	追加年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
有効期間の満了日(終了確認期限)	年 月 日	
備 考		

年 月 日

授与権者 印

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

山梨県教育委員会規則第四号

山梨県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則を次のように定める。
平成二十一年三月二十七日

山梨県教育委員会

委員長 古 屋 知 子

山梨県教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号。以下「免許法」という。)(第九条の二の規定による免許状の有効期間の更新及び延長並びに免許法第九条の三の規定による免許状更新講習並びに教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十八号。以下「改正法」という。)(附則第二条の規定による更新講習修了確認等)に関し必要な事項を定めるものとする。
(更新講習を受講できる者)

第二条 免許状更新講習規則(平成二十年文部科学省令第十号)(第九条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、県及び県内の市町村が設置する学校(以下「公立学校」という。)(教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県又は市町村の教育委員会の職員となつてゐる者であつて、次に掲げるものとする。

- 一 教育長の職にある者
 - 二 県及び市町村の教育委員会事務局に置かれる課室(学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。)(の長その他これに準ずる職にある者
 - 三 教育機関(学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌するものに限る。)(の長その他これに準ずる職にある者
 - 四 前三号に掲げる者のほか、学校教育や社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者
 - 五 前各号に掲げる者のほか、前各号に準ずる者として県教育委員会が認める者
- 2 免許状更新講習規則第九条第一項第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き国、県若しくは市町村の職員又は国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法

- 律第一百二十二号)(第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。)、大学共同利用機関法人(同条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)、公立大学法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)(第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。))及び教育職員免許法施行規則(昭和二十六年文部省令第二十六号。以下「施行規則」という。)(第六十一条の四第四号二の規定により文部科学大臣が指定した独立行政法人の役員若しくは職員として学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者
- 二 県内に幼稚園、小学校、中学校又は高等学校を設置する私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)(第三条に規定する学校法人(以下「県内学校法人」という。))の理事
- 三 前二号に掲げる者のほか、前二号に準ずる者として県教育委員会が認める者(更新講習修了確認を受ける義務を課す者)

第三条 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年文部科学省令第九号。以下「改正省令」という。)(附則第三条第二号に規定する免許管理者が定める者は、前条第一項各号に掲げる者とする。

2 改正省令附則第三条第三号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 公立学校の教育職員として任命された者のうち、任命権者の要請に応じ、引き続き県若しくは市町村の職員又は国立大学法人の役員若しくは職員として学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者
- 二 県内学校法人の理事
- 三 前二号に掲げる者のほか、前二号に準ずる者として県教育委員会が認める者(更新講習を受ける必要がない者)

第四条 施行規則第六十一条の四第二号及び改正省令附則第十条第一項第二号に規定する免許管理者が定める者は、第二条第一項各号に掲げる者とする。

2 施行規則第六十一条の四第四号に規定する免許管理者が定める者は、第二条第二項各号に掲げる者とする。

3 改正省令附則第十条第一項第四号に規定する免許管理者が定める者は、前条第二項各号に掲げる者とする。

(更新講習が免除となる表彰)

第五条 施行規則第六十一条の四第五号及び改正省令附則第十条第一項第五号に規定する表彰は、次に掲げるものとする。

- 一 文部科学大臣が行う表彰であつて、普通免許状若しくは特別免許状の有効期間の満了の日又は改正法附則第一条第三項に規定する修了確認期限の日前十年の間に

われたもの

二 前号に掲げる表彰のほか、前号に準ずる表彰として県教育委員会が認めるもの
(有効期間の更新の申請)

第六条 免許法第九条の第二第二項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 有効期間更新申請書(免許状更新講習の修了によるもの)(第一号様式)
- 二 免許状の写し(施行規則第六十一条の規定による証明書の発行を受けた者にあっては、当該証明書)又は免許状授与証明書
- 三 免許法第七条第四項の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程の一部の履修に関する証明書
- 四 その他県教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、施行規則第六十一条の四に該当する者が申請する場合における免許法第九条の第二第二項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 有効期間更新申請書(免許状更新講習受講免除によるもの)(第二号様式)
- 二 前項第二号に掲げる書類
- 三 前条に規定する表彰を受けた者にあっては、その表彰状の写し
- 四 その他県教育委員会が必要と認める書類

(有効期間の延長の申請)

第七条 施行規則第六十一条の九第二項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 有効期間の延長申請書(第三号様式)
- 二 前条第一項第二号に掲げる書類
- 三 免許法第九条の二第五項に規定するやむを得ない事由を証する書類(第一号に掲げる書類により証明することができる場合を除く。)
- 四 その他県教育委員会が必要と認める書類

(旧免許状所持者の申請)

第八条 改正省令附則第九条第二項の申請書及び免許管理者が定める書類は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- 一 改正省令附則第九条第一項第一号の規定による申請
 - イ 更新講習修了確認申請書(第四号様式)
 - ロ 免許状の写し(改正省令附則第十五条の規定による証明書の発行を受けた者にあっては、当該証明書)又は免許状授与証明書
- 八 免許法第七条第四項の免許状更新講習の課程の修了又は免許状更新講習の課程

の一部の履修に関する証明書

二 その他県教育委員会が必要と認める書類

二 改正省令附則第九条第一項第二号の規定による申請
イ 改正法附則第二条第三項第三号の確認申請書(第五号様式)
ロ 前号ロ及びハに掲げる書類

八 その他県教育委員会が必要と認める書類

三 改正省令附則第九条第一項第三号の規定による申請
イ 修了確認期限延期申請書(第六号様式)
ロ 第一号ロに掲げる書類

八 改正法附則第二条第四項に規定するやむを得ない事由に該当する者にあっては、その事由を証する書類(イに掲げる書類により証明することができる場合を除く。)

二 その他県教育委員会が必要と認める書類

四 改正省令附則第九条第一項第四号の規定による申請
イ 免許状更新講習免除申請書(第七号様式)
ロ 第一号ロに掲げる書類

八 第五条に規定する表彰を受けた者にあっては、その表彰状の写し

二 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第十条第一項第六号の規定に基づき文部科学大臣が定める者に関する告示(平成二十年文部科学省告示第五十一号)に該当する者にあっては、その旨を証する書類

ホ その他県教育委員会が必要と認める書類

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、県教育委員会教育長が別に定める。

附則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

第1号様式(第6条第1項関係)

有効期間更新申請書(免許状更新講習の修了によるもの)

山梨県収入
証紙(消印を
しないこと)

山梨県教育委員会 殿

年 月 日

(フリガナ 氏名)) 印	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関		職名	
現住所	(電話)	本籍地	

次の免許状について、免許状更新講習の課程を修了したので、教育職員免許法第9条の2第1項の規定により、有効期間の更新を申請します。

1 所有する免許状

免許状の種類 (教科・領域等)	免許状番号	授与年月日	授与権者 (教育委員会)	免許状記載の 氏名	免許状記載 の本籍地

備考 1 免許状の写し(前回の「有効期間更新証明書」又は「有効期間延長証明書」)又は免許状授与証明書のいずれかを添付してください。

2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考 1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください(開設者から修了証明書等を山梨県教育委員会に送付する場合は不要)。

2 「対象免許種」には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭)に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入(複数に○印を記載することも可能)。

第2号様式(第6条第2項関係)

有効期間更新申請書(免許状更新講習受講免除によるもの)

山梨県収入
証紙(消印を
しないこと)

山梨県教育委員会 殿

年 月 日

(フリガナ 氏名)) 印	生年月日			年	月	日
勤務(予定)校・機関		職名					
現住所		(電話)			本籍地		

次の免許状について、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当するため、教育職員免許法第9条の2第1項の規定により、免許状更新講習の受講を免除の上で有効期間の更新を申請します。

1 所有する免許状

免許状の種類 (教科・領域等)	免許状番号	授与年月日	授与権者 (教育委員会)	免許状記載の 氏名	免許状記載 の本籍地

備考 1 免許状の写し(前回の「有効期間更新証明書」又は「有効期間延長証明書」)又は免許状授与証明書のいずれかを添付してください。

2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

2 免除事由

--

〔証明者記入欄〕

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の4に規定する者に該当することを証明します。

年 月 日
証明者 職

氏名

印

有効期間の延長申請書

山梨県収入
証紙(消印を
しないこと)

山梨県教育委員会 殿

年 月 日

(フリガナ 氏名)) 印	生年月日	年 月 日
勤務校・機関		職名	
現住所		(電話)	本籍地

次の免許状について、教育職員免許法第9条の2第5項及び教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する事由に該当するため、同令第61条の9第1項の規定により、有効期間の延長を申請します。

1 所有する免許状

免許状の種類 (教科・領域等)	免許状番号	授与年月日	授与権者 (教育委員会)	免許状記載の 氏名	免許状記載 の本籍地

備考 1 免許状の写し(前回の「有効期間更新証明書」又は「有効期間延長証明書」)又は免許状授与証明書のいずれかを添付してください。

2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

2 延長事由

(1)延長事由の内容

(2)延長事由の発生期間

年 月 日から 年 月 日まで(予定)

3 延長を申請する期日

新たに有効期間 の満了日として 申請する期日	年 月 日	延長前の有効 期間満了日	年 月 日
------------------------------	-------	-----------------	-------

[証明者記入欄]

上記の者は、教育職員免許法施行規則第61条の5に規定する有効期間を延長できる事由に該当することを証明します。

年 月 日
証明者 職 氏名 印

第4号様式(第8条第1号関係)

更新講習修了確認申請書

山梨県収入証紙(消印をしないこと)

山梨県教育委員会 殿

年 月 日

(フリガナ氏名) 印	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

次の免許状について、免許状更新講習の課程を修了したので、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、更新講習修了確認を受けることを申請します。

1 所有する免許状

免許状の種類(教科・領域等)	免許状番号	授与年月日	授与権者(教育委員会)	免許状記載の氏名	免許状記載の本籍地

備考 1 免許状の写し(前回の「更新講習修了確認証明書」、「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書」、「修了確認期限延期証明書」又は「免許状更新講習免除証明書」)又は免許状授与証明書のいずれかを添付してください。

2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日	
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考 1 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください(開設者から修了証明書等を山梨県教育委員会に送付する場合は不要)。

2 「対象免許種」には、教諭(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭)に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入(複数に○印を記載することも可能)。

第5号様式(第8条第2号関係)

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認申請書

山梨県収入
証紙(消印を
しないこと)

山梨県教育委員会 殿

年 月 日

(フリガナ 氏名) 印	生年月日	年	月	日
勤務(予定)校・機関					
現住所	(電話)	本籍地			

次の免許状について、免許状更新講習の課程を修了したため、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定に基づき、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号に規定する確認を受けることを申請します。

1 所有する免許状

免許状の種類 (教科・領域等)	免許状番号	授与年月日	授与権者 (教育委員会)	免許状記載の 氏名	免許状記載 の本籍地

備考 1 免許状の写し(前回の「更新講習修了確認証明書」、「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書」、「修了確認期限延期証明書」又は「免許状更新講習免除証明書」)又は免許状授与証明書のいずれかを添付してください。

2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

2 修了又は履修した免許状更新講習

事項	開設者	修了(履修)年月日
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		年 月 日
教科指導・生徒指導その他教育の充実に関する事項		年 月 日 年 月 日 年 月 日

備考 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください(開設者から修了証明書等を山梨県教育委員会に送付する場合は不要)。

第6号様式(第8条第3号関係)

修了確認期限延期申請書

山梨県収入
証紙(消印を
しないこと)

山梨県教育委員会 殿

年 月 日

(フリガナ 氏名) 印	生年月日	年 月 日
勤務校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

次の免許状について、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第7条に規定する事由に該当するため、同令附則第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第4項の規定により、修了確認期限の延期を申請します。

1 所有する免許状

免許状の種類 (教科・領域等)	免許状番号	授与年月日	授与権者 (教育委員会)	免許状記載の 氏名	免許状記載 の本籍地

備考 1 免許状の写し(前回の「更新講習修了確認証明書」、「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書」、「修了確認期限延期証明書」又は「免許状更新講習免除証明書」)又は免許状授与証明書のいずれかを添付してください。

2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

2 延期事由

(1)延期事由の内容

(2)延期事由の発生期間

年 月 日から 年 月 日まで(予定)

3 延期を申請する期日

新たに修了確認 期限として申請 する期日	年 月 日	延期前の修 了確認期限	年 月 日
----------------------------	-------	----------------	-------

〔証明者記入欄〕

上記の者は、教育職員免許法施行規則附則第7条に規定する修了確認期限の延期ができる事由に該当することを証明します。

年 月 日
証明者 職 氏名 印

第7号様式(第8条第4号関係)

免許状更新講習免除申請書

山梨県収入
証紙(消印を
しないこと)

山梨県教育委員会 殿

年 月 日

(フリガナ 氏名) 印	生年月日	年 月 日
勤務(予定)校・機関	職名	
現住所	(電話)	本籍地

次の免許状について、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第10条第1項に規定する者に該当するため、同令附則第9条第1項及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第5項の規定により、免許状更新講習の受講の免除を受けることを申請します。

1 所有する免許状

免許状の種類 (教科・領域等)	免許状番号	授与年月日	授与権者 (教育委員会)	免許状記載の 氏名	免許状記載 の本籍地

備考 1 免許状の写し(前回の「更新講習修了確認証明書」、「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律98号)附則第2条第3項第3号の確認証明書」、「修了確認期限延期証明書」又は「免許状更新講習免除証明書」)又は免許状授与証明書のいずれかを添付してください。

2 有する免許状が上記以外にある場合、残余の免許状について、同じ様式で裏面に記入してください。

2 免除事由

〔証明者記入欄〕

上記の者は教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第10条第1項に規定する者に該当することを証明します。

年 月 日
証明者 職 氏名 印